

# 発行登録追補目論見書

平成 17 年 3 月



# 発行登録追補目論見書

豊田通商株式会社

**【表紙】**

【発行登録追補書類番号】 17-関東22-1  
 【提出書類】 発行登録追補書類  
 【提出先】 東海財務局長  
 【提出日】 平成17年3月4日  
 【会社名】 豊田通商株式会社  
 【英訳名】 TOYOTA TSUSHO CORPORATION  
 【代表者の役職氏名】 取締役社長 古川 晶章  
 【本店の所在の場所】 名古屋市中村区名駅四丁目9番8号（センチュリー豊田ビル）  
 【電話番号】 名古屋<052>（584）8896  
 【事務連絡者氏名】 財経企画部長 富永 浩史  
 【最寄りの連絡場所】 同上  
 【電話番号】 同上  
 【事務連絡者氏名】 同上  
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債  
 【今回の募集金額】 5,000百万円  
 【発行登録書の内容】

提出日	平成17年2月18日
効力発生日	平成17年2月26日
有効期限	平成19年2月25日
発行登録番号	17-関東22
発行予定額（円）	60,000百万円

**【これまでの募集実績】**

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし (なし)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段括弧書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 60,000百万円  
 (60,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段括弧書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 豊田通商株式会社東京本社  
 （東京都中央区日本橋二丁目14番9号）  
 豊田通商株式会社大阪支店  
 （大阪市中央区南船場四丁目3番11号（大阪豊田ビル））  
 株式会社東京証券取引所  
 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
 株式会社名古屋証券取引所  
 （名古屋市中区栄三丁目3番17号）

## 目 次

	頁
表紙	
第一部 証券情報 .....	1
第1 募集要項 .....	1
1 新規発行社債（短期社債を除く。） .....	1
2 社債の引受け及び社債管理の委託 .....	5
3 新規発行による手取金の使途 .....	5
第2 売出要項 .....	6
第二部 参照情報 .....	7
第1 参照書類 .....	7
第2 参照情報の補充情報 .....	7
第3 参照書類を縦覧に供している場所 .....	7
第三部 保証会社等の情報 .....	7
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面 .....	8
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移 .....	9
自己株券買付状況 .....	10

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	豊田通商株式会社第12回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	無記名式
券面総額又は振替社債の総額(円)	金5,000,000,000円
各社債の金額(円)	金100万円の1種
発行価額の総額(円)	金5,000,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年0.64%
利払日	毎年3月25日及び9月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息の計算期間</p> <p>(1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還すべき日（以下、償還期日という）までこれをつけ、平成17年9月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月25日及び9月25日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 支払期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半年に満たない利息を支払うときは、その半年の日割でこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（注）第9項「元利金支払事務取扱者及びその支払場所」記載のとおり。</p>
償還期限	平成21年3月25日
償還の方法	<p>1. 償還価額</p> <p>額面100円につき金100円。</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成21年3月25日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記（注）第9項「元利金支払事務取扱者及びその支払場所」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成17年3月7日から平成17年3月24日まで
申込取扱場所	別項引受証券会社の本店及び国内各支店
払込期日	平成17年3月25日
振替機関・登録機関	登録機関 株式会社UFJ銀行 東京都千代田区大手町一丁目1番1号

担保	<p>本社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。</p>
財務上の特約（担保提供制限）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が既に国内で発行した、もしくは今後国内で発行する他の無担保社債のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも、担保附社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。</li> <li>2. 前項に基づき設定する担保権が本社債を担保するに十分と社債管理会社が認める場合を除き、当社は本社債のために担保附社債信託法に基づき社債管理会社が適当と認める担保権を設定する。</li> </ol>
財務上の特約（その他の条項）	<p>担保附社債への切換</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社は、社債管理会社と協議のうえ、いつでも本社債のために担保附社債信託法に基づき、担保権を設定することができる。</li> <li>(2) 当社が、「財務上の特約（担保提供制限）」欄または前号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保附社債信託法第77条の規定に準じて公告する。</li> <li>(3) 当社が、「財務上の特約（担保提供制限）」欄または本項第(1)号により本社債のために担保附社債信託法に基づき、担保権を設定した場合、以後、「財務上の特約（担保提供制限）」欄及び別記（注）第4項第(1)号は適用されない。</li> </ol>
取得格付	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得格付 AA-（ダブルAマイナス）</li> <li>2. 指定格付機関名称 株式会社日本格付研究所</li> <li>3. 格付取得日 平成17年3月4日 本格付の取得に際して付された条件はない。</li> <li>1. 取得格付 A（シングルA）</li> <li>2. 指定格付機関名称 株式会社格付投資情報センター</li> <li>3. 格付取得日 平成17年3月4日 本格付の取得に際して付された条件はない。</li> <li>1. 取得格付 A-（シングルAマイナス）</li> <li>2. 指定格付機関名称 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス</li> <li>3. 格付取得日 平成17年3月4日 本格付の取得に際して付された条件はない。</li> </ol>

（注）1. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、（注）第7項「社債権者に通知する場合の公告の方法」に定めるところによりその旨公告を行う。

ただし、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第(1)号により当社が、本社債権保全のために担保附社債信託法に基づき、社債管理会社が適当と認める担保権を設定した場合には、本項第(3)号は適用しない。

(1) 当社が、別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

(2) 当社が、別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日以内にその履行をしないとき。

- (3) 当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
  - (4) 当社が、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第(2)号、(注)第2項ないし(注)第4項第(1)号及び第(2)号または(注)第7項に定める規定または条件に違背し、社債管理会社の指定する期間内にその履行または補正をしないとき。
  - (5) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
  - (6) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
  - (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは会社整理開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く）の決議をしたとき。
  - (8) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または会社整理開始もしくは特別清算開始の命令を受けたとき。
  - (9) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む）の申立を受け、または滞納処分等、当社の信用を著しく毀損する事実が生じたときで、社債管理会社が本社債の存続を不適当であると認めたとき。
2. 社債管理会社の調査権限
- (1) 社債管理会社が、社債権者の利益保護に必要であると認めたときは、社債管理会社は当社の事業及び帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、いつでも当社の事業及び帳簿書類等について調査を行うことができる。
  - (2) 前号の場合で、社債管理会社が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を求めるときは、当社はこれに協力する。
  - (3) 当社は、社債権者の利益保護に必要な事項につき社債管理会社と別に協定をしたときは、その履行をする。
3. 社債管理会社への事業概況等の報告
- (1) 当社は、社債管理会社にその事業の概況を適宜報告し、毎決算期の決算、利益処分案については取締役会決議後書面をもって社債管理会社にこれを通知する。当社が商法第293条ノ5第1項に定められた一定の日において中間決算を行う場合も同様とする。
  - (2) 当社は、証券取引法に基づき作成する有価証券報告書または半期報告書及びそれらの添付書類を財務局長等に提出した場合には、社債管理会社に遅滞なくその旨を通知する。また、当社が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合も同様とする。ただし、社債管理会社がそれらの写の提出を要求した場合には、当社は社債管理会社にそれらの写を提出する。
4. 社債管理会社への通知
- (1) 当社は、本社債発行後、他の無担保社債のために担保権を設定する場合には、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、社債の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理会社に通知する。
  - (2) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理会社に通知する。
    - ① 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
    - ② 事業の管理を他に委託しようとするとき、事業の全部もしくは重要な一部を休止もしくは廃止し、または他に移転しようとするとき。
    - ③ 資本の減少または他の会社との合併をしようとするとき。
  - (3) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたときならびに記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理会社に通知する。
5. 社債券の喪失等
- (1) 本社債の社債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権判決の謄本を添えて請求したときは、当社は、これに対し代り社債券を交付する。
  - (2) 本社債の社債権者が本社債の利札を喪失したときは、当社は、代り利札はこれを交付しない。ただし、前号に準じて公示催告の手続をし、その無効が確定したときは、支払期日の到来したのものに対してはその利息を支払う。

(3) 本社債の社債券を毀損または汚染したときは、本社債の社債権者はその社債券を提出して代り社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは本項第(1)号を準用する。

6. 代り社債券の交付費用

代り社債券を交付する場合には、当社は、これに要した実費（印紙税を含む）を交付請求者より徴収する。本社債の登録を抹消し社債券を交付する場合もまた同様とする。

7. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令または平成17年3月4日付社債管理委託契約証書に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び名古屋市において発行する各1種以上の新聞紙に掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

8. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社または社債管理会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は名古屋市においてこれを行う。
- (3) 本社債総額の10分の1以上に当たる社債権者は、本社債を社債管理会社に供託したうえ、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

9. 元利金支払事務取扱者及びその支払場所

株式会社UFJ銀行

東京営業部、名古屋営業部、大阪営業部ならびに札幌、仙台、日本橋、横浜、金沢、静岡、浜松、豊田、一宮、岐阜、四日市、津、京都、神戸、広島、高松及び福岡の各支店

株式会社三井住友銀行

本店、東京営業部、大阪本店営業部、神戸営業部ならびに札幌、仙台、千葉、大宮、横浜、新潟、長野、静岡、名古屋、京都、岡山、広島、高松、北九州、福岡及び鹿児島各支店

株式会社東京三菱銀行

本店ならびに横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、仙台及び札幌の各支店

UFJつばき証券株式会社

本店及び名古屋支店

野村證券株式会社

本店及び名古屋支店

日興シティグループ証券株式会社

本店

日興コーディアル証券株式会社

本店及び名古屋支店

トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社

本店



## 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
UFJつばさ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	2,800	1. 引受人は本社債の全額につき共同して引受ならびに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合にはその残額を引受けることとする。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金45銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,000	
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	100	
トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社	名古屋市中区錦二丁目17番21号	100	
計	—	5,000	—

### (2)【社債管理の委託】

社債管理会社の名称	住所	引受けの条件
株式会社UFJ銀行	名古屋市中区錦三丁目21番24号	1. 社債管理会社は共同して本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理会社に期中において年間額面100円につき金1銭を支払うこととしている。
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	
株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	

## 3【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (百万円)	発行諸費用の概算額 (百万円)	差引手取概算額 (百万円)
5,000	35	4,965

### (2)【手取金の使途】

上記の手取概算額4,965百万円は、投融資資金及び借入金返済に充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等証券取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第83期）（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）平成16年6月24日関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

事業年度（第84期中）（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）平成16年12月22日関東財務局長に提出

#### 3【訂正報告書】

訂正報告書（上記2 平成16年12月22日提出の半期報告書の訂正報告書）を平成17年1月31日関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本発行登録追補書類提出日（平成17年3月4日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

豊田通商株式会社本社

（名古屋市中村区名駅四丁目9番8号（センチュリー豊田ビル））

豊田通商株式会社東京本社

（東京都中央区日本橋二丁目14番9号）

豊田通商株式会社大阪支店

（大阪市中央区南船場四丁目3番11号（大阪豊田ビル））

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目3番17号）

## 第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会 社 名 豊 田 通 商 株 式 会 社

代表者の役職氏名 取締役社長 古 川 晶 章

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京、名古屋証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。

267,309百万円

(参 考)

(平成14年9月30日の上場時価総額)

東京証券取引所における最終価格		発行済株式数		
525円	×	282,867,304株	=	148,505百万円

(平成15年9月30日の上場時価総額)

東京証券取引所における最終価格		発行済株式数		
1,087円	×	282,867,304株	=	307,476百万円

(平成16年9月30日の上場時価総額)

東京証券取引所における最終価格		発行済株式数		
1,223円	×	282,867,304株	=	345,946百万円

## 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

### 1. 事業内容の概要

当社及び当社の関係会社は、トヨタグループ（当社は、トヨタ自動車（株）の関連会社）の中にあつて、国内及び海外における各種商品の販売を主要事業とし、その他商品の製造・加工・販売、サービスの提供などの業務に携わっており、取扱商品またはサービスは、金属、機械情報、自動車、エネルギー・化学品、生活産業・資材など、多種類にわたっております。

### 2. 主要な経営指標等の推移

回次	第79期	第80期	第81期	第82期	第83期
決算年月	平成12年3月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月
(1) 連結経営指標等					
売上高（百万円）	1,694,577	2,157,239	2,255,697	2,576,453	2,787,793
経常利益（百万円）	7,078	22,611	22,910	33,673	40,572
当期純損益（百万円）	△7,378	8,168	8,780	18,828	20,663
純資産額（百万円）	129,811	147,905	150,679	159,492	188,785
総資産額（百万円）	751,708	923,862	922,054	960,398	1,032,602
1株当たり純資産額（円）	512.66	525.64	538.36	571.38	677.12
1株当たり当期純損益（円）	△29.14	28.73	31.31	66.06	72.75
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	—	—	—	66.01	72.35
自己資本比率（％）	17.27	16.01	16.34	16.61	18.28
自己資本利益率（％）	—	5.88	5.88	12.14	11.87
株価収益率（倍）	—	14.51	15.97	8.51	15.22
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△6,365	4,012	47,461	19,091	62,659
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△14,496	△14,510	△11,745	△20,094	△38,219
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	22,709	241	△21,614	5,873	△18,111
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	44,966	41,012	56,674	61,665	67,704
従業員数（人）	8,878	9,493	9,772	11,223	12,063
（外、平均臨時雇用者数（人））	(930)	(879)	(1,069)	(1,212)	(1,400)
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高（百万円）	1,546,555	1,915,839	1,926,752	2,191,871	2,344,796
経常利益（百万円）	5,519	13,602	14,284	18,441	20,672
当期純損益（百万円）	△7,149	2,710	3,737	8,257	10,554
資本金（百万円）	25,142	26,748	26,748	26,748	26,748
発行済株式総数（千株）	253,212	282,867	282,867	282,867	282,867
純資産額（百万円）	131,305	152,681	146,830	147,827	175,166
総資産額（百万円）	599,297	775,338	750,916	777,050	851,264
1株当たり純資産額（円）	518.56	539.76	524.61	530.03	628.80
1株当たり配当額（円）	7.50	7.50	7.50	7.75	8.00
（内1株当たり中間配当額（円））	(3.75)	(3.75)	(3.75)	(3.75)	(4.00)
1株当たり当期純損益（円）	△28.24	9.51	13.33	28.70	37.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	—	—	—	28.68	36.84
自己資本比率（％）	21.91	19.69	19.55	19.02	20.58
自己資本利益率（％）	—	1.91	2.50	5.60	6.54
株価収益率（倍）	—	43.87	37.51	19.58	29.89
配当性向（％）	—	78.21	56.17	27.01	21.60
従業員数（人）	1,939	2,196	2,044	1,951	1,983

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 提出会社の経営指標等については、第81期より自己株式を資本に対する控除項目としており、また、1株当たり純資産額、1株当たり当期純損益は発行済株式数から自己株式数を控除して計算しております。

3. 第81期まで、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株引受権付社債及び転換社債の発行がないため、記載しておりません。

4. 第82期から、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

## 自己株券買付状況

報告期間 自 平成 16 年 6 月 24 日  
至 平成 17 年 3 月 3 日

株式の種類 普通株式

### 1 【取得状況】

#### (1) 【定時総会決議による買受けの状況】

区分	株式数 (株)		価額の総額 (円)
定時株主総会での決議状況 (平成 16 年 6 月 24 日決議)	2,000,000		3,000,000,000
報告期間における取得自己株式 (取得日)	8 月 9 日	1,750,000	1,972,250,000
計	1,750,000		1,972,250,000
自己株式取得の進捗状況 (%)	87.50		65.74

平成 17 年 3 月 3 日現在

(注)  $\frac{\text{定時株主総会において決議された株式の総数}}{\text{発行済株式総数(平成16年6月24日現在)}} = 0.71\%$

#### (2) 【子会社からの買受けの状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【定款の定めによる取締役会決議による買受けの状況】

該当事項はありません。

### 2 【処理状況】

該当事項はありません。

### 3 【保有状況】

区分	株式数 (株)
発行済株式総数	282,867,304
保有自己株式数	3,837,000

平成 17 年 3 月 3 日現在